

分収方式による多様な森林整備の推進

－公的森林整備推進事業（拡充）－

1. 趣 旨

木材価格の低迷による林業生産意欲の減退、不在村化等により森林所有者による整備が期待しがたい森林がみられる中、地球温暖化防止や国土保全、水源かん養等、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、公的主体の関与による森林整備の推進が重要となっている。

これまで、森林整備法人や市町村等により、林業生産活動による収益を前提とする分収方式等により森林造成を行ってきたところであるが、分収林が伐採時期を迎えつつある中で、森林の今後の取扱いについて、各地で様々な検討が行われている状況にある。

こうした中、水土保持機能などの森林の有する多面的機能の高度発揮の観点から、皆伐を避け高齢級の林木からなる複層林へと移行させることとして、従来の契約を変更し複層林施業を前提とした新たな分収契約の検討も行われているところである。

従来、分収方式による育成複層林施業については、事例もなく、契約内容や現地の管理が複雑になることから、当面は困難と考えてきたところであるが、これらの検討状況を踏まえ、分収方式による森林を林齢の高い複層林へ誘導することにより、多面的機能が持続的に発揮される多様な森林を次世代へ引き継いでいくこととし、公的森林整備推進事業における分収方式による森林施業についても、長期育成循環施業を行えるように位置づけることとする。

2. 内 容

公的森林整備推進事業における分収方式による森林施業についても、長期育成循環施業を位置づけることとする。

	拡 充	現 行
事業内容	水土保持林のうち、森林所有者等による整備が進みがたい森林等を対象として、分収方式、同方式解除後の森林施業、市町村のあつせんの下に行う受託による森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う。	水土保持林のうち、森林所有者等による整備が進みがたい森林等を対象として、分収方式、同方式解除後の森林施業、市町村のあつせんの下に行う受託による森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う。 <u>ただし、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。</u>

3. 事業実施主体 都道府県、市町村、森林整備法人等

4 補 助 率 3 / 1 0

5 科 目 (項) 森林環境保全整備事業費
(目) 森林環境保全整備事業費補助
(目細) 水土保持林整備事業費補助
(目細々) 公的森林整備推進事業

6 平成18年度概算決定額 6, 4 9 8 百万円の内数

【林野庁森林整備部整備課】